

# メディアスクーリング 法学(日本国憲法)

【第 14 回】

# 憲法改正

## 1 憲法改正の意義と種類

- ・憲法改正 = 憲法の定める所定の手続に従って、憲法の条文に変更を加えること。
- ・憲法改正には、改正の範囲や手法に応じて、次の 3 つの形態がある。
  - ①部分改正 = 既存の憲法条文に、部分的に修正・削除・追加を行う。
  - ②増補改正 = 既存の憲法条文には手を触れずに、新しい条項を付け加える。
  - ③全面改正 = 憲法を全面的に書き改める。

## 2 憲法改正の手続

- ・日本国憲法の改正は、①国会の発議→②国民の承認→③天皇の公布、という 3 つの手続を経て行われる（憲法 96 条）。
- ※憲法 96 条① この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。  
② 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。
- ・手続の詳細については、憲法改正手続法（2007 年制定）に定められている。

### ①国会の発議

- ・国会の発議とは、国民に提案される憲法改正案を国会が決定することをいう。
- ・国会による発議は、(1)改正案の原案の発議（発案）→(2)審議→(3)議決、という過程を経て行われる。
- ・発議する憲法改正案の原案について審議するために、衆参両院に憲法審査会が設置されている。
- ・両議院で総議員の 3 分の 2 以上の賛成が得られたとき、国会による憲法改正案の発議が成立する。

### ②国民の承認

- ・発議された憲法改正案は、国民投票にかけられ、国民の過半数の賛成によって承認されれば、憲法改正が成立する。
- ・国民投票の投票権は、18 歳以上の国民に与えられる。

### ③天皇の公布

- ・憲法改正について国民の承認を経たとき、「天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして」改正された憲法を公布する。
- ・「国民の名で」とは、その改正が憲法改正権者である国民の意思によるものであることを明らかにする趣旨であり、「この憲法と一体を成すものとして」とは、改正条項が日本国憲法と同じ基本原理の上に立ち、同じ形式的効力を持つものであることを示すと解されている。

### 3 憲法改正の限界

- ・憲法改正は、当然、憲法に規定された手続に従ってなされなければならないが、憲法改正手続に従いさえすれば、いかなる内容の改正でも行うことができるのか、あるいは憲法改正には内容的に一定の制約があるのかという問題が、明治憲法の頃から議論されてきた。このような問題を憲法改正の限界という。

#### ◇学説(a)：限界説（通説）

- ・憲法改正には法的な限界があり、憲法制定権力の所在や憲法の基本原則の改正は許されない。

##### [論拠]

- ・憲法改正権の淵源は憲法制定権力（制憲権）であるので、改正権が自己の存立の基盤ともいうべき憲法制定権力の所在（＝主権の所在）を変更することは、いわば自殺行為であつて論理的に許されない。
- ・憲法の根幹にある基本原則を変更するような改正を行えば、改正前の憲法と改正後の憲法の同一性を保つことができず、それは事実上、新憲法の制定となってしまい、改正の範疇を超えることになる。したがって、憲法の基本原則を変更することはできない。

#### ◇学説(b)：無限界説

- ・憲法改正手続によりさえすれば、いかなる内容の改正も法的に許される。

##### [論拠]

- ・憲法改正権と憲法制定権力とは同質のものであり、しかも憲法制定権力は万能であるので、制定された憲法の枠には拘束されない。
- ・憲法典中の規定はすべて同一の効力を有しており、上下の価値の序列を成しているわけではないので、憲法の改正が認められている以上、改正可能な規定と改正不可能な規定を区別することはできない。

### 4 日本国憲法成立の法的有効性

- ・日本国憲法は、形式的には明治憲法 73 条に基づいて、明治憲法を改正する形で成立した。

※明治憲法 73 条① 将來此ノ憲法ノ条項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅命ヲ以テ議案ヲ帝国議会ノ議ニ付スヘシ  
② 此ノ場合ニ於テ両議院ハ各々其ノ総員三分ノニ以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス出席議員三分ノ二以上ノ多数ヲ得ルニ非サレハ改正ノ議決ヲ為スコトヲ得ス

- ・しかし、明治憲法から日本国憲法への改正の際に、主権が天皇から国民へと変更されるとともに、天皇が国家権力を総攬するという天皇集権体制から議会制民主主義へと国家運営の体制を根本的に変革したため、これが憲法改正の限界を超えるものではないかが問題となってきた。

#### ◇学説(a)：明治憲法全面改正説

- ・憲法改正無限界説に立てば、どのような改正も許される。
- ・日本国憲法は、天皇が明治憲法 73 条に基づいて明治憲法を全面改正したものであり、法的に有効である。

#### [批判]

- ・日本国憲法は、天皇が明治憲法を改正して成立させたものであると解すれば、日本国憲法は欽定憲法であるということになり、民定憲法を宣言する憲法前文と矛盾してしまう。

※日本国憲法前文　　日本国民は、…ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。  
(以下省略)

#### ◇学説(b)：日本国憲法無効論

- ・憲法改正限界説に立てば、明治憲法から日本国憲法への改正は、憲法改正の限界を超えており、法的に無効である。

#### [批判]

- ・日本国憲法を無効と考えれば、憲法下で行われた戦後の国家行為はすべて法的効力を失うことになり、非現実的である。

#### ◇学説(c)：八月革命説

- ・ポツダム宣言受諾によって法的革命が生じ、明治憲法はポツダム宣言に反する限りで無効となり、その結果、天皇主権は否定され、国民主権が成立した。
- ・日本国憲法は、新たに成立した国民主権に基づいて、国民が制定した民定憲法である。
- ・ポツダム宣言受諾に伴って、天皇による憲法改正の発議を定めた明治憲法 73 条も失効したが、それにもかかわらず、日本国憲法の制定を明治憲法の改正として実行したのは、外形的な法的連續性を保つためである。

#### [批判]

- ・ポツダム宣言が国民主権原理をとることを明確に要求するものであったかは疑問である。

#### ☆憲法上諭の意味

- ・明治憲法と日本国憲法の法的連續性を巡っては、日本国憲法に付された上諭の意味も問題となってきた。

※上諭 = 明治憲法下の公式令に基づいて、憲法・皇室典範・法令・条約などの頭書に置かれ、それらが天皇の行為として制定・改正されたことを示した文章のこと。

- ・日本国憲法の上諭は、憲法公布に際して付された公布文に過ぎず、憲法の一部を成すものではないが、上諭では、天皇が国民の総意に基づいた憲法制定(=国民主権に基づいた憲法制定)を裁可したことが記されており、これを天皇が主権を自ら手放したことを確認し、新たに成立した国民主権の下で新憲法が成立したことを認めたものと解すれば、八月革命説の趣旨に沿うものとなる。

※日本国憲法上諭　朕は、日本国民の総意に基いて、新日本建設の礎が、定まるに至つたことを、深くよろこび、枢密顧問の諮詢及び帝国憲法第 73 条による帝国議会の議決を経た帝国憲法の改正を裁可し、ここにこれを公布せしめる。